

# 東京都北区建設共同企業体方式発注基準

平成20年3月31日  
副 区 長 決 裁

## 1. 目的

この基準は、東京都北区（以下「区」という。）が「東京都北区公契約条例」の基本方針に基づき発注する建設工事のうち、複数の建設事業者による共同施行により効果的な工事が確保できると認められる工事案件について、建設共同企業体（以下「JV」という。）に対して発注することにより、大規模工事等の安定的・効率的な工事施行の確保及び受注機会の拡大並びに経営力・技術力の向上等を図ることを目的とする。

## 2. 対象工事

区が発注する建設工事のうち、JVに対して発注することができる工事は、大規模工事であつてかつ技術的難度の高い工事その他工事の規模・性格等に照らし、東京都北区入札等審査委員会（以下「審査委員会」という。）がJVによる施工が必要と認める工事とする。

## 3. 事業者の定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) 競争入札参加有資格者

東京都北区契約事務規則（以下契約事務規則という。）第4条の二及び第4条の三に示す資格を有する者をいう。

### (2) 区内業者

上記(1)に示すもののうち、北区内に本店を置く者をいう。

### (3) 準区内業者

上記(1)に示すもののうち、北区内に支店・営業所等を置く者をいう。  
ただし、実態調査において営業の実態が認められない者を除く。

### (4) 区外業者

上記(2)及び(3)に該当する者を除く者をいう。

## 4. 工事の規模

上記2. 対象工事に規定する工事の規模は、別表1のとおりとする。

## 5. JVの性格

J Vは、発注する建設工事ごとに結成する特定建設工事共同企業体とする。

#### 6. J Vの構成員の数

(1) J Vの構成員（以下「構成員」という。）の数は、2者とする。

ただし、工事の規模・性格等により、審査委員会が特に必要と認める場合は、構成員の数を増加させることができる。この場合において、構成員の数は最大5者までとすることができる。

(2) 上記(1)に示すJ Vの構成員のうち少なくとも1者は区内業者とする。

ただし、審査委員会が特に必要と認める場合は、その限りでない。

#### 7. 構成員の組合せ

構成員の組合せは、工事の規模・性格等により、発注工事ごとに審査委員会が定める。

#### 8. 構成員の資格

構成員となることができる者の資格は、次のとおりとする。

- ① 東京電子自治体共同運営サービスに登録し、区の発注工事に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上あること。
- ② 発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- ④ 次に掲げる事項に該当する事業者。
  - ア 東京都北区競争入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でない事業者
  - イ 区発注の工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に従うこと等請負契約を誠実に履行する事業者
  - ウ 区発注の工事請負契約につき、下請契約関係が適切であることが明確である事業者
  - エ アからウまでに掲げるもののほか、誠実な事業者
- ⑤ 経営状況が著しく不健全でないと認められる事業者。

#### 9. J Vの結成

J Vの構成員となる場合は、発注工事ごとに区が定めた構成員の資格を有する者が自主的に結成しなければならない。

#### 10. J V構成員の出資比率

J Vの構成員の出資比率は、工事の規模等により、発注工事ごとに審査委員会が定める。

#### 11. 混合入札

当該対象工事を円滑かつ確実に施工することができる単体企業が存すると認

め、かつ審査委員会が特に必要と認めるときは、審査委員会の審議を経て、単体企業とJVとの混合による入札とすることができる。ただし、混合入札に参加しようとする単体企業は、当該混合入札に参加するJVの構成員となることはできない。

付 則

この基準は、平成20年度契約案件から適用するものとする。ただし、20年度準備契約案件を除く。

付 則 (20 北総契第 2191 号 平成 21 年 3 月 31 日副区長決裁)  
この基準は、平成21年4月1日から適用する。

付 則 (26 北総契第 2062 号 平成 27 年 3 月 23 日副区長決裁)  
この基準は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (31 北総契第 2390 号 令和 2 年 3 月 16 日副区長決裁)  
この基準は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (4 北総契第 2625 号 令和 5 年 3 月 23 日副区長決裁)  
この基準は、令和5年4月1日から施行する。

付 則 (7 北総契第 2649 号 令和 8 年 2 月 10 日副区長決裁)  
この基準は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 (「4. 工事の規模」関係)

工 事 種 別	予定価格
建築	10億円
土木・道路舗装・設備	6億円
造園・その他	4億円